

店頭外国為替証拠金取引約款・規定集（個人・法人のお客様共通）

旧	新（改定事項）
<p>第2条 取引対象及び決済方法</p>	<p>第2条 取引対象及び決済方法</p>
<p>5 お客様が取引した本FX取引の建玉は、取扱時間内において、お客様の意思で決済することができること。但し下記の場合においては、当社がお客様の意思に関係なくこれを決済することができること。</p> <p>(1) 第13条第1項または第2項に該当する場合において期限の利益を喪失した場合。（期限の利益の喪失） (2) 第13条第6項に該当する場合。（ロスカット） (3) 第13条第7項に該当する場合。（証拠金規制による強制決済） (4) iサイクル注文トレンド方式においてトレンドが転換した場合。</p>	<p>5 お客様が取引した本FX取引の建玉は、取扱時間内において、お客様の意思で決済することができること。但し下記の場合においては、当社がお客様の意思に関係なくこれを決済することができること。</p> <p>(1) 第13条第1項または第2項に該当する場合において期限の利益を喪失した場合。（期限の利益の喪失） (2) 第13条第6項に該当する場合。（ロスカット） (3) 第13条第7項に該当する場合。（証拠金規制による強制決済） (4) iサイクル2取引トレンド方式においてトレンドが転換した場合。</p>
	<p style="text-align: right;">平成31年3月4日改訂</p>